

資格審査手続規程（会規第二十一号）中一部改正

資格審査手続規程（会規第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条の次に次の一条を加える。

（沖縄弁護士会の陳述）

第十六条の二 審査会は、会則第六十五条第四項の規定に基づき沖縄弁護士名簿への登載の取消しを審査するに当たり、沖縄弁護士会の申立てがあつたときは、沖縄弁護士会に対し、書面又は口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

附則

第十六条の二（新設）の改正規定は、令和元年十二月十四日から施行する。